

こども家庭庁（成育局成育基盤企画課） 標準文書保存期間基準

令和8年4月1日 現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
法律の制定又は改廃及びその経緯									
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	立案の検討（法律案）	〇〇法案	〇〇年度〇〇法案	20年	2(1)①(1)	移管
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
	(2) 法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	・法制局提出資料 ・審査録	法律案の審査	〇〇法案（審査）	〇〇年度〇〇法案（審査）	2(1)①(2)		
	(3) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	行政機関への協議（法律案）	-	-	2(1)①(3)		
	(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	閣議（法律案）	-	-	2(1)①(4)		
	(5) 国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書	国会審議（法律案）	-	-	2(1)①(5)		
(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	官報公示その他の公布（法律案）	-	-	2(1)①(6)			
(7) 解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ） ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	解釈又は運用の基準の設定（法律案）	解釈又は運用の基準の設定（法律案）	〇〇年度 解釈又は運用の基準の設定（法律案）	2(1)①(7)			
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1) 締結の検討	①外国（本部の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及び二）	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説	締結の検討（条約案）	-	-	30年	2(1)②(1)	移管 (経済協力関係等で定型化し、重要なものは除く。)
		②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項ロ）	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
		③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及び二）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析						
	(2) 条約案の審査	条約案のその他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書（二の項ハ）	・法制局提出資料 ・審査録	条約案の審査	-	-	2(1)②(2)		
	(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	閣議（条約案）	-	-	20年 (保存期間満了時の措置を「廃棄」と定めた文書(経済協力関係等で定型化し、重要性がないものについては30年)	2(1)②(3)	
	(4) 国会審議	国会審議文書（二の項ニ）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会議事録	国会審議（条約案）	-	-	2(1)②(4)		
(5) 締結	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書	締結（条約案）	-	-	2(1)②(5)			
(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	官報公示その他の公布（条約案）	-	-	2(1)②(6)			
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	立案の検討（政令案）	〇〇政令案	〇〇年度〇〇政令案	20年	2(1)③(1)	移管
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						

	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書 (一の項ロ)	・法制局提出資料 ・審査録	政令案の審査	—	—		2(1)Q3(2)		
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書 (一の項ハ)	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	意見公募手続（政令案）	—	—		2(1)Q3(3)		
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書 (一の項ハ)	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	他の行政機関への協議（政令案）	—	—		2(1)Q3(4)		
	(5)閣議	閣議を求めるとの決議文書及び閣議に提出された文書 (一の項二)	・5点セット (要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	閣議（政令案）	閣議（政令案）	〇〇年度閣議（政令案）		2(1)Q3(5)		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 (一の項ト)	・官報 ・公布裁可書	官報公示その他の公布（政令案）	—	—		2(1)Q3(6)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 (一の項子)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	解釈又は運用の基準の設定（政令案）	—	—		2(1)Q3(7)		
		②解釈又は運用の基準の設定のための決議文書 (一の項子)	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引							
4	内閣府令その他の規則（省令に準ずるものに限る。）の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書 (一の項イ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	立案の検討（府令案）	立案の検討（府令案） 府令改正の上申	〇〇年度 〇〇府令案 〇〇年度 府令改正の上申	20年	2(1)Q4(1)	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言						
			③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書 (一の項ハ)	・内閣府令案、規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	意見公募手続（府令案）	〇〇府令案	〇〇年度〇〇府令案		2(1)Q4(2)	
		(3)制定又は改廃	内閣府令その他の規則の制定又は改廃のための決議文書 (一の項ホ)	・内閣府令案、規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文	他の行政機関への協議（府令案）	〇〇府令案 府令改正の上申	〇〇年度〇〇府令案 〇〇年度府令改正の上申		2(1)Q4(3)	
		(4)官報公示	官報公示に関する文書 (一の項ト)	・官報	官報公示（府令案）	〇〇府令案	〇〇年度〇〇府令案		2(1)Q4(4)	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 (一の項子)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	解釈又は運用の基準の設定（府令案）	解釈又は運用の基準の設定（府令案）	〇〇年度 解釈又は運用の基準の設定（府令案）		2(1)Q4(5)	
			②解釈又は運用の基準の設定のための決議文書 (一の項子)	・逐条解説 ・ガイドライン ・通達 ・運用の手引						

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は庁議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるとの決議文書及び閣議に提出された文書 (三の項イ)	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	閣議決定（予算）	—	—	20年	2(1)Q5(1)	移管
			②予算その他国会に提出された文書 (三の項ハ)	・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料						
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるとの決議文書及び閣議に提出された文書 (三の項イ)	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	閣議決定（決算）	—	—		2(1)Q5(2)	
			②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書 (三の項ロ)	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。）						
			③歳入歳出決算その他国会に提出された文書 (三の項ハ)	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）						
		(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 (四の項イ)	・法制局提出資料 ・審査録	質問主意書	質問主意書法制局審査関係	〇〇年度質問主意書法制局審査関係	20年	2(1)Q5(3)	移管
			②閣議を求めるとの決議文書及び閣議に提出された文書 (四の項ロ)	・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		質問主意書閣議請議関係	〇〇年度質問主意書閣議請議関係			
			③答弁が記録された文書 (四の項ハ)	・答弁書		質問主意書答弁書関係	〇〇年度質問主意書答弁書関係			
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から3の項まで並びに1に掲げ	①立案基礎文書 (五の項イ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	閣議決定（基本方針、基本計画、白書等）	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係資料（〇年度）	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係資料（〇年度）		2(1)Q5(4)	

		「まよひをなくす」のものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ） ④行政機関協議文書（五の項ロ） ⑤閣議を求めるとの決議文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議諮議書 ・案件表 ・配付資料 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期までのこどもの育ち部会関係 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期までのこどもの育ち部会（〇年度） 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係資料（〇年度） 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係資料（〇年度） 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）関係資料（〇年度） 				
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①会議の決定又は了解に係る立案の立案基礎文書（六の項イ） ②会議の決定又は了解に係る立案の検討に関する調査研究文書（六の項イ） ③会議の決定又は了解に係る立案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ） ④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書（六の項ロ） ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書 	関係行政機関の長で構成される会議の決定等	<ul style="list-style-type: none"> 立案基礎文書関係 立案の検討に関する調査研究文書関係 行政機関協議文書関係 配付資料・議事録等 決定・了解文書 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇年度立案基礎文書関係 〇〇年度立案の検討に関する調査研究文書関係 〇〇年度行政機関協議文書関係 〇〇年度配付資料・議事録等 〇〇年度決定・了解文書 	10年	2(1)①6	移管
7	庁議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	庁議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①庁議の決定又は了解に係る立案の立案基礎文書（七の項イ） ②庁議の決定又は了解に係る立案の検討に関する調査研究文書（七の項イ） ③庁議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び庁議（国務大臣を構成員とする庁議に限る。）の議事が記録された文書 ④庁議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書 	庁議	—	—	10年	2(1)①7	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯										
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①申合せに係る立案の立案基礎文書（ハの項イ） ②申合せに係る立案の検討に関する調査研究文書（ハの項イ） ③申合せに係る立案の検討に関する行政機関協議文書（ハの項イ） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（ハの項ロ） ⑤申合せの内容が記録された文書（ハの項ハ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・申合せ 	複数の行政機関による申合せ	<ul style="list-style-type: none"> 複数の行政機関による申合せ 〇〇年度他行政機関への問い合わせ 幼稚園教育要領 保育所保育指針 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇年度他行政機関への問い合わせ 幼稚園教育要領 保育所保育指針 	10年	2(1)①8	移管
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決議文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） ⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知 	他の行政機関に対して示す基準	—	—	10年	2(1)①9	移管
10	地方公共団体に対して示す基準等の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①立案基礎文書（九の項イ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 	地方公共団体に対して示す基準	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対して示す基準 〇〇年度「保育所における感染症ガイドライン」関係 〇〇年度通知等（保育士対策係） 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇年度「保育所における感染症ガイドライン」関係 〇〇年度通知等（保育士対策係） 	10年	2(1)①10	移管

	立案の検討その他の重要な経緯	②立案の検討に関する調査研究文書 (十の項) ③意見公募手続文書 (十の項) ④行政手続法第2条第8号口の審査基準・同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書 (十の項) ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書 (十の項)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・標準処理期間案							
	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書 (十一の項)	・審査案 ・理由	許認可等に関する重要な経緯(法人)	許認可等に関する重要な経緯(法人)	〇〇年度後援等名義使用許可	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以降5年 (保存期間満了時の措置を特管上決定した文書については「10年」も選択可)	2(1)①12(2)	廃業	(但し以下については移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの) ・公益法人等の設立、廃止等、指導・監督等に関するもの)
	3行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 (十二の項)	・処分案 ・理由	不利益処分に関する重要な経緯(法人)	-	-	処分がされる日に係る特定日以降5年	2(1)①12(3)	廃業	(但し以下については移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの) ・公益法人等及び公益信託に関するもの)
	4行政手続法第2条第7号の届出(以下「届出」という。)の受理	届出、報告その他の通知の内容を記載した文書	・届出書 ・報告書	-	-	-	5年	2(1)①12(4)	廃業	
	5補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 (十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書 (十三の項ハ)	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	補助金等の交付に関する重要な経緯(地方公共団体等)	交付要綱・実施要綱等 補助金等の交付決定等 補助金等の実績報告等	・〇〇年度交付要綱・実施要綱等(〇〇事業) ・〇〇年度補助金等の交付決定等(〇〇補助金) ・〇〇年度補助金等の実績報告等(〇〇補助金)	交付に係る事業が終了する特定日以降5年	2(1)①12(5)	廃業	(但し以下については移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの)
	6不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 (十四の項イ) ②審議会等文書 (十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 (十四の項ハ) ④裁決書又は決定書 (十四の項ニ)	・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	不服申立てに関する審議会等における検討(法人)	財産処分	・〇〇年度補助金等の実績報告等(〇〇補助金)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以降10年	2(1)①12(6)	廃業	(但し以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの) ・審議会等の裁決等について年報ごとに取りまとめたもの)
	7国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書 (十五の項ロ) ③判決書又は和解調書 (十五の項ハ)	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	国又は行政機関の訴訟(法人)	-	-	訴訟が終結する日に係る特定日以降10年	2(1)①12(7)	廃業	(但し以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)

職員の人事に関する事項

13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯 ①立案の検討に関する調査研究文書 (十六の項イ) ②制定又は変更のための決裁文書 (十六の項ロ) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書 (十六の項ハ) ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書 (十六の項ニ) ②職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・規程案 ・協議案 ・回答書 ・報告書 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	人事評価実施規程	-	-	10年	2(1)①13(1)	移管	
				職員の研修	-	-	3年	2(1)①13(2)	廃業	※こども家庭庁行政官管理規程

		②計画を制定又は改廃するための決裁文書 (十七の項)	・計画案							別表第1の備考2に掲げるものと同様とする。 (ただし、協議等に關するものについては同様)
		③職員の研修の実施状況が記録された文書 (十七の項)	・実績							
	3	職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書 (十八の項)	・申請書 ・承認書	兼業許可申請・講演等依頼	兼業許可申請・講演等依頼	〇〇年度兼業許可申請 〇〇年度講演等依頼		2(1)①13(3)	
	4	退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書 (十九の項)	・調査	退職手当	—	—	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか短い期間	2(1)①13(4)	
	5	その他の職員の人事に関する事項	上記に該当しない人事・管理に関する事項	・海外渡航承認 ・審議会等委員等任免	職員の人事に関する事項 (その他) 任用	職員の人事に関する事項 (その他) 審議会等委員等任免	〇〇年度海外渡航承認 〇〇年度審議会等委員等任免に関する文書 〇〇年度委員の委嘱に関する文書	3年 30年 3年	2(5)	廃業 廃業 (但し以下については移管) ・審議会その他の会議等の機関(部会、小委員会等を含む。)及び懇話会等行政運営上の委員会に関するもの)

その他の事項

14	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書 (二十の項イ) ②立案の検討に関する調査研究文書 (二十の項イ) ③意見公募手続文書 (二十の項イ) ④制定又は改廃のための決裁文書 (二十の項ロ) ⑤官報公示に関する文書 (二十の項ハ)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案、規則案 ・官報	立案の検討(告示)	〇〇告示	〇〇年度〇〇告示	10年	2(1)①14(1)	廃業
		(2) 訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書 (二十の項イ) ②制定又は改廃のための決裁文書 (二十の項ロ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	立案の検討(訓令、通達及びその他の規則の立案)	〇〇通知	〇〇年度〇〇通知	10年	2(1)①14(2)	廃業 (但し以下については移管) ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書)
15	予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳出、繰越費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積その他の重要な経緯 (5の項①及び④に掲げるものを除く。)	①歳入、歳出、繰越費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 (二十一の項イ) ②財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 (二十一の項ロ) ③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書 (二十一の項ハ) ④歳入歳出予算、繰越費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書 (二十一の項ニ)	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・庁内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	予算関係書類	予算要求関係	〇〇年度予算要求関係 〇〇年度繰越明許	10年	2(1)①15(1)	廃業 (但し以下については移管) ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。) ・財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。) ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書)
					事務委任関係	〇〇年度事務委任関係				

		<p>(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項②及び④に掲げるものを除く。）</p>	<p>①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ）</p> <p>②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）</p> <p>③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ）</p> <p>④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ）</p> <p>⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）</p> <p>⑥物品の購入に関する決裁文書など</p> <p>⑦現金出納の管理を行うための帳簿</p> <p>⑧出張の旅費の支払いに関する文書</p> <p>⑨謝金・委員手当支払いに関する文書</p>	<p>・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿</p> <p>・計算書 ・証拠書類（※会計検査院保有のものを除く。）</p> <p>・意見又は処置要求（※会計検査院保有のものを除く。）</p> <p>・調書</p> <p>・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置</p> <p>・見積書 ・入札告示・入札調書・契約書・納品書</p> <p>・現金出納簿 ・現金払込書（原符） ・現金領収証書（原符） ・決裁文書</p> <p>・職員旅費管理簿・委員旅費管理簿</p> <p>・謝金・委員手当支払い関係</p>	決算関係書類	-	-	5年	2(1)①15(2)	廃棄 (但し以下については移管) ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった資料及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・財政法第37条第2項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書			
				会計検査院関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				物品購入関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				旅費関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				謝金・委員手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	<p>機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項イ）</p> <p>・大臣指示 ・庁内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画</p>	組織・定員	組織・定員要求関係	○	○	○	○	○	○	○	○
17	独立行政法人等に関する事項	<p>1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）その他の法律の規定による中期目標（通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下同じ。）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> <p>(2) 通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯</p>	<p>①立案の検討に関する調査研究文書（二十四の項イ）</p> <p>②制定又は変更のための決裁文書（二十四の項ロ）</p> <p>③中期計画（通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画。以下同じ。）の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書（二十四の項ハ）</p> <p>・報告 ・検査</p> <p>・是正措置の要求 ・是正措置</p>	<p>外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング</p> <p>中期目標案</p> <p>中期計画 ・年度計画 ・事業報告書</p>	独立行政法人中期目標	-	-	10年	2(1)①17(1)	移管			
				独立行政法人検査・指導監督	-	-	5年	2(1)①17(2)	移管				
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	<p>①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）</p> <p>②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書（二十六の項イ）</p> <p>③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ）</p> <p>・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言</p> <p>・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング</p> <p>・基本計画案 ・通知</p>	政策評価	政策評価	○	○	○	○	○	○	○	○

			④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ) ⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ) ⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)	・事後評価の実施計画案 ・通知 ・評価書 ・評価書要旨 ・政策への反映状況案 ・通知						
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書(二十七の項イ) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ) ③立案の検討に関する調査研究文書(二十七の項イ) ④政策評価法による事前評価に関する文書(二十七の項ヘ) ⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項ロ) ⑥事業を実施するための決裁文書(二十七の項ハ) ⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ) ⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ) ⑨政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項ヘ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯 ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	公共事業			事業終了の日に係る特定期日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定期日以後10年のいずれか長い期間	2(1)①19	廃棄 (但し以下については移管) ・総事業費が特に大規模な事業(例:100億円以上)については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業(例:10億円以上)については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌)
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく書の重要な経緯(5の項(4)に掲げるものを除く。)	栄典又は表彰の授与又ははく書のための決裁文書及び伝達文書(二十八の項)	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	栄典・表彰	・栄典 ・表彰	・〇〇年度栄典 ・〇〇年度〇〇表彰	10年	2(1)①20	廃棄 (但し以下については移管) ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・授与・授章・授章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な栄典に係るもの ・団体の著名な表彰の授与に関するもの)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書(二十九の項)	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会	国会	〇〇年度国会答弁(第〇〇国会)	10年	2(1)①21(1)	廃棄 (但し以下については移管) ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答)
		(2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	審議会等 こども家庭審議会関係	〇〇審議会 幼児期までのこどもの育ち部会関係	〇〇年度〇〇審議会 幼児期までのこどもの育ち部会(〇〇年度)	10年	2(1)①21(2)	廃棄 (但し以下については移管) ・審議会その他の合議制の機関(部会、小委員会等を含む。)及び懇談会等行政運営上の合意に関するもの)
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書(三十の項)	行政文書ファイル管理簿	文書管理	文書管理	行政文書ファイル管理簿 標準文書保存期間基準	常用(無期限)	2(1)①22	廃棄 (但し以下については移管) ・移管・廃)

			②取得した文書の管理を行うための帳簿 (三十一の項)	・受付簿		受付簿	〇〇年度受付簿	5年				
			③決裁文書の管理を行うための帳簿 (三十二の項)	・決裁簿		決裁簿	〇〇年度決裁簿	30年				
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿 (三十三の項)	・移管・廃棄簿		移管・廃棄簿	〇〇年度移管・廃棄簿	20年				
			⑤規則第24条第3項の規定により作成した記録	・保存期間が1年未満の行政文書ファイル等に係る廃棄記録		—	—	5年				
23	他の行政機関等に対する法令の規定に基づく勧告、協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等に関する事項（他の項において整理されるものを除く。）	(1) 勧告に関する重要な経緯	①勧告に関する経緯が記録された文書	・大臣指示 ・状況の調査	勧告等（経緯）	勧告等（経緯）	〇〇年度勧告等（経緯）	20年	2(1)①23(1)		廃棄	(但し以下については移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの)
		(2) 協議及び同意に関する重要な経緯	①協議に関する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）	・協議案 ・各府省等の質問・意見 ・各府省等の質問・意見に対する回答	勧告等（協議・同意に関する経緯）	勧告等（協議・同意に関する経緯）	〇〇年度勧告等（協議・同意に関する経緯） 〇〇年度各種白書 〇〇年度各種計画	10年 (軽微なものについては5年)	2(1)①23(2)			
			②同意等の内容が記録された文書	・同意書								
		(3) 届出、通知、報告、資料の提出要求等に関する重要な経緯	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書	・報告、資料提出の求め	勧告等（届出等に関する経緯） 通知等	勧告等（届出等に関する経緯） 通知等	〇〇年度勧告等（届出等に関する経緯） 〇〇年度通知・事務連絡等		2(1)①23(3)			
			②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	・届出書 ・通知文書 ・報告書 ・提出資料								
24	統計、調査等に関する事項	統計の作成並びに調査及び研究に関する重要な経緯	①統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	・基本方針 ・基本計画 ・要領	統計、調査等	統計、調査等	〇〇年〇〇調査（事業） 〇〇年度調査票二次利用申請 〇〇年度保育士数等調査	5年	2(1)①24		廃棄	(但し以下については移管 ・基幹統計調査の企画に関する決裁文書及び調査報告書、一般統計調査の調査報告書)
			②統計の承認に関する経緯が記録された文書	・承認申請書								
			③統計の実施に関する経緯が記録された文書	・実施案 ・事務処理基準								
			④調査票（記録媒体を問わず実査段階において作成・収集されたもの）	・調査票			・調査票情報 ・アンケートレイアウトフォーム、符号表等ドキュメント（電磁的方法により記録しているもの）	常用				
			⑤統計の集計結果に関する文書	・調査報告書				30年				
			⑥統計の二次利用のための調査票情報文書	・調査票情報				永年				
			⑦統計の集計結果の正確性の検証のための文書	・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録情報								
25	国際会議等（外国政府との交渉を含む。）及び国際交流に関する事項	(1) 国際会議に関する重要な経緯	国際会議に関する重要な経緯が記載された文書	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	国際会議等	国際会議等	〇〇年度国際会議関係	10年	2(1)①25(1)		移管	
		(2) 国際交流に関する立案に関する重要な経緯及び結果	立案の検討に関する会議等、調査研究及び実施結果に関する文書	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・実施結果報告書	国際交流	国際交流	〇〇年度国際交流	10年	2(1)①25(2)			
26	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から25の項までに掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約	契約関係	〇〇年〇〇調査（事業）	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①26		廃棄	
27	広報に関する事項	広報活動に関する重要な経緯	①広報業務関係に関する文書	・ホームページ掲載資料	広報・記者会見に関する事項	広報・記者会見に関する事項	〇〇の広報に関する文書（令和〇年度）	10年	2(1)②		移管	
			②記者会見に関する文書	・想定問答			〇〇の記者会見に関する文書（令和〇年度）	5年	2(5)		廃棄	
28	自治体からの要望	自治体からの要望に関する重要な経緯	自治体からの要望に係る文書及びその他過程が記録された文書	・要望書	自治体からの要望	自治体からの要望	〇〇年自治体からの要望	5年	2(5)		廃棄	

備考

1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書

(2) 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書

(3) 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

(4) 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書

(5) 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書

(6) 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書

(7) 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書

(8) 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 関係委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（國務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議

(9) 庁議（これに準ずるものを含む。） 庁議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議

(10) 特定日 第16条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定する

こととなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

- 2 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 3 本表の第3欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」とは、重要な経緯が記録された文書である。
- 4 本表各項の第4欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第2欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 5 本表各項の第5欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- 6 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。